



kenkouhoken Kyoto

健康保険
きょうと

全国健康保険協会 京都支部

2026

07

第三者の行為による
ケガで健康保険を使うときは「第三者行為による
傷病届」のご提出を

※届出がない場合は協会けんぽから照会を行う場合があります

「第三者行為に
よる傷病届」は
こちら協会けんぽ京都支部
公式キャラクター
ふうらくん

【暴力行為】



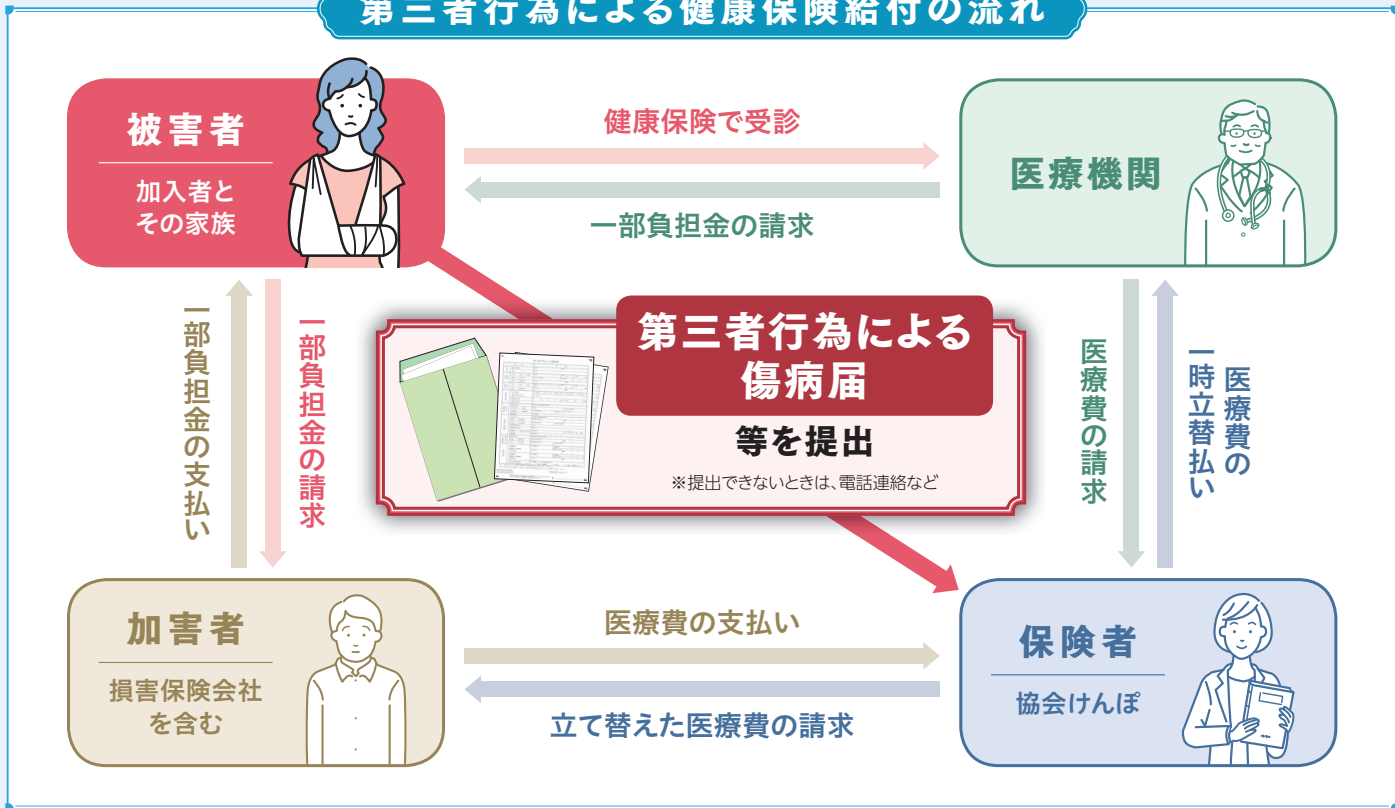
【交通事故】



【他人の飼犬にかまれた】等

第三者の行為が原因でケガなどをして健康保険を使っ
て治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を協会
けんぽが立て替えて支払うこととなります。協会けんぽが支払った分は、後日、加害者に損害賠償請
求をするため、事故等の状況や相手方の情報を「第三者行
為による傷病届」でお知らせいただく必要があります。

第三者行為による健康保険給付の流れ



仕事中、通勤途中のケガ・病気で、健康保険は使えません！

仕事中や通勤途中のケガ・病気は、健康保険の適用外です。
健康保険で治療を受けた場合は、『労災保険』への切り替え手続きが必要です。

※労災保険のご相談は、勤務先を管轄する労働基準監督署にお問合せください。

職場内で掲示・回覧を
お願いします。各種申請手続きは
電子申請で！

詳細はこちら

けんぽアプリからも電子申請が可能です！
そのほか健康情報もお届けしますので、
ぜひご利用ください！

IOS



Android



届出はスマホやパソコンで らくらく電子申請!



こんなに
便利!

協会けんぽへの高額療養費や傷病手当金などの給付金、任意継続のお手続など、
さまざまな申請が電子申請で行えます。

✓ システムチェックあり!

記入漏れなどのミスを防ぐ!

✓ クリックで一発送信!

郵送の手間、時間、費用を削減!

✓ 処理状況をチェック!

申請後の進捗をスマホやパソコンで確認!

申請に必要なもの



マイナンバー
カード



マイナ
ポータル
の
アプリ

ご利用について

ご利用可能時間

平日 8:00~21:00

申請できる方

- 協会けんぽ加入の被保険者、
被扶養者
(一部申請に限る)
- 社会保険労務士(保健事業は除く)



詳細は
こちらから



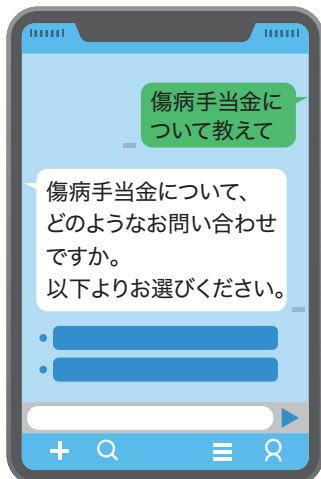
困ったときはチャットボットのご利用を!



電話が
つながらない!

スマホやパソコンから**24時間365日**、
簡単にご利用いただけます

休日に相談
したいことが
ある!



利用方法

- 1 協会けんぽHPにアクセス
- 2 トップページ右下(スマホは真下)の
青色バナーをクリック
 AIチャットがお答えします
お気軽にご質問ください
- 3 質問内容を入力するとAIが回答

サポート内容

各種制度の一般的な内容、
各種申請の手続き方法 など



ご利用は
こちらから

発行者



全国健康保険協会 京都支部

京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町28-2 大和証券京都ビル2階

☎075-256-8630(代表)

受付時間 8:30~17:15(土日祝・12月29日・1月3日除く)